

## 令和7年度 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種助成が始まります

### 【定期接種】 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種（65歳以上の人）

予防接種名	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
対象者	接種日現在で、町内に住所があり、次のいずれかに当てはまる人 ・65歳以上の人 ・60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる障害がある人（身体障害者手帳1級相当）	
自己負担額	1,500円 ※生活保護受給者は無料	3,000円 ※生活保護受給者は無料
助成回数	1回まで	
実施期間	令和7年10月1日～令和8年1月31日	
その他	接種を希望する医療機関へ直接予約をしてください。 接種に必要な予診票は医療機関に備えてつけてあります。なお、町外の医療機関では、予診票がない場合もありますので予約時に確認してください。予診票がない医療機関で接種を希望する場合は、予診票をお渡ししますので、保健福祉課窓口へお越しください。 県外の医療機関など福島県広域予防接種を実施していない医療機関で接種を希望する場合は事前の手続きが必要になりますので、保健福祉課窓口へお越しください。	

### 【任意接種】 インフルエンザ予防接種（生後6ヵ月～18歳、妊婦）

予防接種名	インフルエンザ
対象者	接種日現在で、町内に住所があり、次のいずれかに当てはまる人 ①生後6ヵ月～13歳未満の人 ②13歳以上～18歳（18歳の誕生日以後、最初の3月31日を迎えるまで）の人 ③妊婦 ※年齢は初回接種時の年齢。
助成額	1回につき 3,000円まで ※生活保護受給者は無料 （接種費用が3,000円に満たない場合は、接種費用まで）
助成回数	①の対象者は 2回まで ②、③の対象者は 1回まで
助成方法	【町内医療機関で接種を受ける場合】必要な手続きはありません。助成額が差し引かれた金額が請求されます。なお、町内医療機関で接種を受ける場合の自己負担額は1,500円です（①の対象者で2回目の接種の場合は、1,000円）。 【町外医療機関で接種を受ける場合】医療機関へ接種費用をお支払いいただいた後、申請により指定口座へ振り込みます。接種日から6月以内に下記のものをご持参のうえ保健福祉課へお越しください。 ①予防接種を受けたことがわかるもの（母子手帳、接種済証など） ②領収書 ③印鑑 ④指定口座がわかるもの（通帳の写しなど）
その他	令和7年10月から【任意接種】インフルエンザ予防接種の助成は通年行います。助成回数は年度ごとの回数になります。